

平成20年給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成20年10月9日
沖縄県人事委員会

《本年の報告・勧告のポイント》

- 1 公民給与の較差（0.02%）が極めて小さいことから、月例給の水準改定なし
- 2 期末・勤勉手当（ボーナス）は、民間、国や他の都道府県との均衡等を総合的に勘案し、改定なし
- 3 医師の人材確保のため、医師に対する初任給調整手当の上限額の改定
- 4 新たに設置される主幹教諭の給与面での処遇を図るため、新たな職務の級を設置
- 5 勤務時間の見直しについては、国及び他の地方公共団体の動向等に留意し、早い時期に実施できるよう努める必要がある

1 民間給与との比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内343の民間事業所から無作為抽出した147事業所を实地調査

(1) 月例給

職員給与が民間給与を1人当たり10,969円（3.10%）下回った。また、特例条例による減額措置がないものとした場合は、職員給与が民間給与を1人当たり80円（0.02%）下回った。

民間給与 A	職員給与 B		較差 (A-B)
364,961円	減額措置後	353,992円	10,969円 (3.10%)
	減額措置前	364,881円	80円 (0.02%)

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

職員の支給月数（4.35月）が民間の支給割合（4.27月分）を0.08月上回った。

2 給与改定の内容

職員給与については、本年4月から特例条例による減額措置が実施されているが、この措置は、本県の危機的な財政状況に対処するための臨時的、特例的措置であり、本来支給されるべき適正な給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、公民給与の比較にあたっては、減額措置前の職員給与を対象とすることが適当であると判断

(1) 給料表

公民給与の較差（0.02%、80円）が極めて小さいことから、月例給の水準改定なし。

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

民間の支給割合（4.27月分）が昨年（4.26月分）とほぼ同じ月数であること、国や他の都道府県との均衡及び職員の士気への影響などを総合的に勘案し、改定なし。

(3) 初任給調整手当

医師の人材確保のため、医師に対する初任給調整手当について、支給限度額を引上げ（306,900円→410,900円）

(4) 特殊勤務手当

業務の実態等を精査し、適切な見直しに努める必要がある。

(5) 教職員給与のあり方

ア 新たな職の設置に係る給与

- ・教育委員会において、来年4月から新たに副校長及び主幹教諭の職を設置する方針を決定
- ・主幹教諭については、職務及び職責に応じた給与面での処遇を図るため、新たな職務の級を設置（特2級の設置）

イ 教職員給与のあり方

- ・教職員の給与については、国においてメリハリのある教員給与体系実現のための検討が進められている。
- ・今後の国の検討・見直し状況を注視しつつ、他の都道府県の動向も踏まえ、適切な見直しに努める必要がある。

3 給与構造改革

(1) 地域手当

平成22年3月31日までの間は暫定的な支給割合としており、国の改定に合わせ、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の支給割合を引上げ

(2) 勤務実績の給与への反映

勤務実績の給与への反映について、管理職以外の職員についても制度の構築に努める必要がある。

4 勤務時間の見直し

人事院は、職員の勤務時間について、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に短縮し、平成21年4月1日から実施することを勧告した。

勤務時間の見直しについては、国及び他の地方公共団体の動向等に留意し、早い時期に実施できるよう努める必要がある。

5 公務運営について

新たな人事評価制度の整備、人材の育成、年間総実勤務時間の短縮、心身の健康管理対策、男女共同参画の推進、高齢期の職員の雇用問題、公務員倫理の確立等について言及

6 意見

本年4月から実施している給与の減額措置については、本県の危機的な財政状況に対処するためやむを得ないものであるが、職員の生活に少なからず影響を与えているものと考えられる。

今後、諸情勢が整い次第、本委員会の勧告に基づく給与が確保されるよう期待する。

参考（行政職）

行政職給料表適用職員（4,623人）	平均年齢	42.3歳	平均経験年数	19.8年
（減額措置後）	平均給与月額	353,204円	平均給与年額	5,748,433円
（減額措置前）	平均給与月額	364,067円	平均給与年額	5,952,866円